



大津市公報

令和7年8月1日
号外(第44号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 企業局管理規程

16 大津市企業局職員の在宅勤務に関する規程の一部改正..... 1

企業局管理規程

大津市企業局管理規程第16号

大津市企業局職員の在宅勤務に関する規程(令和2年企業局管理規程第25号)の一部を次のように改正する。
令和7年8月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第5条第1項中「除く。)は」の次に「、1の会計年度ごとに」を加え、同条第2項中「所定の様式による登録申請書を企業総務課長に提出」を「公営企業管理者が別に定めるところにより、その旨を公営企業管理者に申請」に改め、同条第3項中「により登録申請書を提出」を「による登録の申請を」に改め、「ときは」の次に「、公営企業管理者が別に定めるところにより」を加え、「企業局在宅勤務職員登録簿(以下「登録簿」という。)に登録」を「登録し、当該職員にその旨を通知」に改める。

第6条第1項に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第3項の規定を準用する。

第6条第2項を削る。

第9条第1項中「3日前の正午」を「前日」に改める。

第12条第2項を次のように改める。

2 在宅勤務実施職員は、在宅勤務を行ったときは、公営企業管理者が別に定めるところにより、その旨を所属長に報告しなければならない。この場合において、第10条本文の規定により成果物の指定を受けた在宅勤務実施職員は、当該成果物を所属長に提出しなければならない。

第13条中「公営企業管理者が別に定めるところにより、」を「その旨を」に改め、「所属長に」の次に「電子メール等で」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の大津市企業局職員の在宅勤務に関する規程第5条の規定によりされている登録又は登録の申請は、改正後の第5条の規定によりされた登録又は登録の申請とみなす。